

令和3年11月26日

文京福祉センター湯島の**利用定員制限の解除**について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、利用定員の制限を実施してまいりましたが、東京都による令和3年12月1日からの「基本的対策徹底期間における対応」の実施に伴い、利用定員の制限を解除いたします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染拡大の状況により、再度定員制限を行う場合がありますのでご了承ください。

**利用定員制限の
解除日**

令和3年12月1日（水）

※12月1日から通常の定員での予約の受付を開始いたします。

（その他の対応について）

利用条件の順守について	利用される方は、各種目（利用目的）に設定された利用条件を順守してください。 ※種目（利用目的）によっては、利用条件を順守した結果、 定員上限では利用できない場合があります。
令和3年11月30日（火） までに予約した貸室の 取り扱いについて	12月1日以降の利用分の貸室で、定員制限に対応した貸室を予約している場合（11月30日までの抽選申込分を含む）は、キャンセル料なしでキャンセルの手続きを行い、別の空いている貸室を予約することができます。 ※既に使用料を支払い済の場合は全額還付します。 ※予約を取り消す際は施設予約システムから取り消さず、 必ず施設へご連絡ください。
定員制限による施設使用料 の取扱いの終了について	利用定員制限に伴う地域団体の活動の負担を軽減するため、一定の要件等に該当する団体に対して定員制限前の使用料で貸室を使用していただいておりますが、定員制限の解除に伴い、認定の受付を令和3年11月30日（火）で終了いたします。 同じく、本制度による差額の還付も、令和3年11月30日（火）までの予約分が対象となります。（11月30日までの抽選申込分を含む）

※上記の取扱いは、今後の感染の拡大状況等を踏まえ、変更になる場合があります。
ご不明な点は、各施設窓口へお問い合わせください。

文京福祉センター湯島